

長期優良住宅の認定基準

(1) 住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること

長期使用構造等をとするための措置及び維持保全の方法の基準

(平成 21 年国土交通省告示第 209 号)

- ・劣化対策
- ・耐震性
- ・可変性
- ・維持管理・更新の容易性
- ・バリアフリー性
- ・省エネルギー性
- ・維持保全の方法

(2) 住戸面積(1 戸あたり)

〔戸建て住宅〕 75 平方メートル以上※

〔共同住宅〕 40 平方メートル以上

※ただし、少なくとも 1 の階の床面積が 40 平方メートル以上(階段部分を除く。)

(3) 居住環境の維持及び向上への配慮

- ・計画住宅が地区計画等区域内に位置する場合は、地区計画等の基準に適合していなければなりません。
- ・計画住宅が都市計画法第 53 条第 1 項に規定する区域内に立地する場合は、認定できません。
- ・計画住宅が三郷市景観条例の基準に適合していなければなりません。

(4) 建築後の住宅の維持保全の期間が 30 年以上であること。

(5) 資金計画が建築・維持保全を遂行するために適切であること。